

子ども理解と連携の視点からみた保育所・児童発達支援事業所・保育所等訪問支援事業所の比較研究 —文献レビューによる共通点と相違点の整理—

種村 暁也*¹

要約

本研究は、保育所・児童発達支援事業所・保育所等訪問支援事業所を対象に、子ども理解と多職種・他機関連携の2つの視点から比較検討を行った。緒言では、Bronfenbrennerの生態学的システム理論に基づく発達の多層的理解と、障害者権利条約（CRPD）が示す合理的配慮や環境調整を基盤とした権利保障の視座を理論的背景に据え、令和5年施行のこども基本法や各種ガイドラインを制度的枠組みとして確認した。方法としては、制度文書と2013～2025年の学術論文21件から12件を抽出し、3事業類型における子ども理解と多職種・他機関連携の記述を整理した。結果として、保育所は日常的観察に基づく早期発見と地域連携、児童発達支援事業所は専門的アセスメントを通じた個別支援と制度的ネットワーク、保育所等訪問支援事業所は集団適応支援と環境調整による橋渡しの機能を担うことが明らかとなった。考察では3事業所を生態学的システム理論に即して、保育所をミクロ、児童発達支援事業所をミクローメゾ、訪問支援事業所をメゾ・エクソシステムに対応づけ、それぞれが異なる層から子どもの権利を支えると位置づけた。結論として、3事業所の共通点は「環境と相互作用する子ども観」と「包括的支援の重視」であり、相違点は役割分担として相補的に機能することが示された。これらは単なる制度調整を超え、子どもの最善の利益を中心とした持続可能な地域包括支援モデルの構築に寄与する理論的基盤を提示するものである。

1. 緒言

近年、子ども・子育て支援施策の進展に伴い、保育・療育・医療・福祉・教育の有機的連携が強く求められている。とりわけ、保育所・児童発達支援事業所・保育所等訪問支援事業所という制度上区分された場で、子ども理解と支援がいかに実践され、専門職の関与を通じて相互接続されるかの解明は、インクルーシブな体制構築に不可欠である。

本研究は「子ども理解」と「多職種・他機関連携」を分析軸とし、文献レビューにより、①場としての事業所機能の共通点・相違点、②人としての専門職の役割と関係性、③両者の交点における連携モデルの可能性を明らかにすることを目的とする。本研究でいう「場としての事業所機能」とは、各事業所に

制度・設備・運営基準・配置職種・日課・評価手続等として組み込まれた支援の構造を指す。これは、子どもが日常を過ごす環境条件と支援の実行枠組み（例：観察・記録・個別計画・ケース会議）を含む。一方、「人としての専門職」とは、その構造上で実際に判断・介入・調整・合意形成を担う機能を指し、保育士・児童指導員・訪問支援員などの専門性・役割・相互作用を含む。以後の分析では、3章で「場」（構造）の差異と共通性を、4章で「人」（機能）の役割と相互作用を中心に検討し、5章で両者の交点としての連携モデルを示す。

理論的背景としてBronfenbrenner¹⁾の生態学的システム理論は、子どもの環境相互作用を多層で説明する分析モデルである。一方、国連障害者権利条

*1 川崎医療福祉大学 医療福祉学部 医療保育学科
(連絡先) 種村暁也 〒701-0193 倉敷市松島288 川崎医療福祉大学
E-mail : akatsukil431@mw.kawasaki-m.ac.jp

約²⁾(CRPD: Convention on the Rights of Persons with Disabilities)一般の意見第4号³⁾は、合理的配慮・利用可能性・アクセシビリティ等を通じた権利保障の規範的要請を与える。両者は同一ではないが、環境への働きかけを通じて参加・発達を実現する」という点で整合し、規範(何を指すか)と記述モデル(どう起きるか)の関係として本研究の比較枠組みを支える。

国内では、こども基本法(令和5年施行)第13条第1項が「医療、保健、福祉、教育、療育等の関係機関の有機的連携」を明記する。これは関係機関の有機的連携を規定し、単独の機関内完結ではなく部局横断の協働を制度的に要請する。加えて、児童発達支援・保育所等訪問支援・保育所保育の各ガイドライン・指針は、個別支援計画の共同作成・モニタリング・合意形成・情報共有を具体的手続として求めている。これらは「子ども-家庭-集団-地域」の多層環境に同時に介入することを前提とし、結果として生態学的視座(多層介入)と権利保障(合理的配慮・環境調整)を統合する包括的支援体制を不可欠とする。児童発達支援ガイドライン⁴⁾は児童発達支援を「基本的動作・知識技能の習得と集団適応のための支援」と定義し、保育との連携を強調する。また、厚生労働省⁵⁾の留意事項は、併設・設備共用・職員兼務・利用児交流等による多機能化を示し、単一施設内での包括的モデルを推進している。

制度的観点では、保育所は児童福祉法第39条に基づく施設として集団保育と発達支援を包括し、児童発達支援事業所は障害児通所支援として個別的支援を提供、保育所等訪問支援事業所は専門職が現場に向かう訪問型支援を担う。3事業は目的・根拠は異なるが、「地域で共に育つ」という理念の下、相補的かつ連携的運用が求められる。

以上の理論・制度基盤から、発達支援には個々の特性理解と多職種・多機関の協働が不可欠である。3事業は各々の制度背景と支援機能に基づく相補的役割を担っており、その比較検討を通じて支援の質を高める理論的基盤を提示することが本研究の意義である。

2. 方法

2.1 対象文献の抽出

本研究は、「子ども理解」と「多職種・他機関連携」という2つの視点から、保育所・児童発達支援事業所・保育所等訪問支援事業所における専門的実践の相違を明らかにすることを目的に、文献レビューを行った。

まず、各事業類型の制度的背景と専門的視座を把

握するため、『保育所保育指針』『保育所保育指針解説』(厚生労働省最新版)、『児童発達支援ガイドライン』(こども家庭庁、2024年)、『保育所等訪問支援ガイドライン』(こども家庭庁、2024年)を精読し、「子ども理解」と「他機関・他職種連携」に関する記述を抽出・比較した。

次に、これらの制度文書を補完し実践知見との照合を行う目的で、CiNii Researchを用い、2013年1月~2025年8月公開論文を対象に「保育所 and 児童発達支援 and 連携」「保育所 and 保育所等訪問支援 and 連携」「児童発達支援 and 保育所等訪問支援 and 連携」で検索し、21件を抽出した。ただし、①対象機関が不明確、②子ども理解や連携が主要テーマでない、③単一事例や施策紹介にとどまり分析性に乏しい、④同一著者による重複・類似報告などは除外した。最終的に採用した文献は、対象事業類型、子ども理解、連携に関する記述を整理し、表形式にまとめた(表1)。

2.2 文献の整理

文献整理にあたっては、①子ども理解、②多職種・他機関連携、の2つを共通の分析軸として設定した。これにより、3事業類型それぞれにおける子ども理解の枠組みと多職種・他機関連携の特性を明確化し、今後の包括的な支援体制の構築に資する示唆を示すことを目指した^{†1)}。

3. 結果

本章では、保育所、児童発達支援事業所、保育所等訪問支援事業所の3つの場における「子ども理解」と「多職種・他機関連携」の特徴を整理した。各節(3.1~3.3)はそれぞれの事業所ごとに構成し、(1)子ども理解の構造、(2)多職種・他機関連携の構造の2側面から分析を行った。また、各側面については、①制度・指針に基づく枠組み、②文献にみる実践的視点の順で示す。以下にその結果を述べる。なお、本章の各分析は、生態学的システム理論に基づき、要介入層を以下の通りに位置づける。

まず、保育所は、ミクロシステムに位置づけられる子どもの生活場面において、日々の観察や日課の中での行動理解、ならびに環境構成を通じた支援を行っている。同時に、メゾシステムとして、家庭や地域との接続や連携を図る役割も担っており、子どもを取り巻く日常的な複数の場面をつなぐ実践が重視されている。

次に、児童発達支援事業所は、ミクロシステムにおける個別療育の実施を通じて、子どもの発達特性に応じた専門的支援を行うとともに、メゾシステムとして、家庭や学校、および相談支援専門員との連

表1 文献一覧

	表題	著者	年	取り上げた事業	研究タイプ	子ども理解の知見	連携の知見
1	保育所で「気になる子」の現状と子ども・子育て支援新制度の課題：近年における障害児政策の動向と関連して	櫻井 慶一	2015	保育所 保育所等訪問支援事業所	文献レビュー	保育所の特性を活かした早期の子ども理解と地域で共に育つというインクルーシブな理念に基づく支援の視点が求められている。	制度上は組織的な多機関連携が求められているが、訪問支援の実施は進まず、理念と実態の乖離が課題である。
2	幼児教育施設における保育所等訪問支援の受け入れの現状と課題	篠川 裕子ら	2022	保育所 保育所等訪問支援事業所	質問紙調査	保護者支援と外部専門職の観察的支援を通じて、子ども理解の深化と保育者の専門性向上が図られている。	
3	保育所等訪問支援における児童発達支援センターと保育所等との連携について—保育所等への調査より—	二重佐知子ら	2024	保育所 児童発達支援事業所 保育所等訪問支援事業所	質問紙調査	集団適応支援を通じて、子どもの特性と環境の相互作用を捉える子ども理解が実践されている。	児童発達支援センターとの連携は保育の困難感を軽減するが、センター機能への理解不足が連携の障壁となりうる。
4	保育所等と児童発達支援事業の連携	秋山 千枝子	2022	保育所 児童発達支援事業所	理論的考察	運動・感覚や社会性などに着目した個別支援が、子どもの特性理解と発達支援に特化して行われている。	顔の見える関係と相談支援との連携が、支援の連続性と実効性を高める鍵である。
5	特別支援学校における就学時連携の在り方：特別支援学校へのアンケート調査からの考察	岩本 伸一ら	2023	保育所 児童発達支援事業所	質問紙調査	個々のニーズに応じた支援は、子ども理解を土台とする計画的アプローチによって構築されている。	定期会議と日常的な情報交換によるモデル的連携が、支援の一貫性と質を支えている。
6	保護者が保育所等訪問支援を依頼するまでのプロセス	大村 拓史ら	2023	児童発達支援事業所 保育所等訪問支援事業所	インタビュー調査	専門的支援と支援員の力量が、子どもの理解と成長を促す基盤となる。	実践的な連携と制度的な調整の両立が、継続的支援の鍵となる。
7	在宅で生活する障害児の通所支援に関する文献検討	松崎 奈々子ら	2019	児童発達支援事業所 保育所等訪問支援事業所	文献レビュー	子ども理解には、安定したケアと信頼関係の構築が不可欠である。	生活全体に沿った支援を実現するには、相談支援との連携体制が鍵となる。
8	小児期における児童発達支援と放課後等デイサービスの役割	大歳 太郎	2018	児童発達支援事業所 保育所等訪問支援事業所	理論的考察	構造化環境と多様な支援を通じて、子ども理解と発達支援の質を高めている。	顔の見える関係性が多職種連携の基盤となる。
9	肢体不自由児に対する保育所等訪問支援に求められる支援の在り方：理学療法士・作業療法士・言語聴覚士への面接調査から	庭野 ますみ	2022	保育所等訪問支援事業所	インタビュー調査	多職種による配慮と関係調整を通じて、子どもを取り巻く多面的な理解が形成されている。	保護者の声を現場の支援コースとして翻訳する連携が、支援の橋渡しを担っている。
10	保育所等訪問支援の現状と今後の課題：訪問支援員に対する面接調査から	関 剛規	2018	保育所等訪問支援事業所	インタビュー調査	子どもに集団を合わせる視点が、発達に応じた理解と支援を可能にする。	連携は、保育士の安心と実践力を高める支援として機能している。
11	保育所等訪問支援の多機関連携で就学危機を乗り越えた ADHD・ASD 併存男児	大曾根 邦彦	2017	保育所 保育所等訪問支援事業所	ケーススタディ	支援方法の工夫を通じて、実践的な環境調整と子ども理解が進められている。	連携支援を通じた具体的な環境調整が、子どもの行動改善に直結する。
12	支援困難な発達障害児に対する多機関連携支援事例	大曾根 邦彦	2016	保育所 保育所等訪問支援事業所	ケーススタディ	即時対応を控えた観察的支援により、子どもの内面理解が進められている。	支援機関の密な連携が、包括的で共感的な支援の基盤となる。

携・調整を通じて、生活全体の支援体制を構築する機能を有している。

最後に、保育所等訪問支援事業所は、主にメゾシステムからエクソシステムにかけて、保育所や幼稚園等の集団場面における支援環境の調整や、職員・保護者との合意形成、専門的助言の提供を通じて、子どもが安心して集団生活に参加できる基盤を整える役割を担っている。

このように、三者はそれぞれ異なる層に介入しながらも、相補的に連携することで、子ども一人ひとりに応じた多層的支援の構築が可能となる。

3.1 保育所における子ども理解と多職種・他機関連携の特徴

3.1.1 保育所における子ども理解の構造

(1) 保育所保育指針に基づく枠組み

保育所における子ども理解は、保育所保育指針⁶⁾（以下、指針）と同解説⁷⁾（以下、解説）に体系的に示されるが、両者には目的と深度に差異がある。すなわち、指針は制度上の規範として保育の基本枠組みを簡潔に示す法的文書であり、解説は背景・趣旨・実践方法を補足する実務的ガイドである。

指針（第1章1（3）ウ）は、子どもの発達を固定的段階論ではなく、環境や対人関係との相互作用を通じて動的にとらえる姿勢を提示し、第3章では観察・評価・改善を重ねることで理解の精度を高める実践的構造を示す。特に3歳未満児や障害のある子

どもには個別計画と家庭・関係機関との多職種・他機関連携を義務づけ、アセスメントから評価までの一連のプロセスを継続的に実施することが規定されている。

一方、解説は子ども理解を単なる評価ではなく「資質・能力の発現過程」として把握する視点を強調し、個別性を尊重した多面的・継続的支援として位置づける。

また、多職種協働の視点については指針と解説で一致しており、保育士が子どもの最善の利益を実現する専門職であることを明示。保護者支援、多職種・他機関連携、環境構成、倫理的配慮を含む多領域の専門性が求められ、看護師や栄養士等との組織的協働も強調される。さらに第5章では、自己評価や省察的学習を通じた継続的な専門性向上が制度的に示されている。

解説も、職務分担にとどまらない共有的・統合的実践の重要性を述べ、保育士を倫理的判断に基づき多領域を担う専門職として描き、支援の質は日々の省察と同僚との協働的学習で高められると強調している。本節の内容は、ミクロ層（生活の流れ・環境構成）を基点に、記録・個別計画・会議によってメゾ層（家庭・関係機関）へ接続する枠組みを示す。

(2) 各文献に見る子ども理解の実践的視点

櫻井⁸⁾は、「近年『気になる子』を抱える保護者が、公的な専門機関で診断や療育を受けるために数か月

も待たされるという状況が各地で広がっている」と指摘し、その空白を補う役割として「乳児から受け入れている保育所の特性を生かした、早期発見、早期支援ができる専門的知識、技術を実践的に高める努力が求められている」と述べている。さらに、「全国各地でそのための『マニュアル』等の整備も進んでいるが」形式的整備にとどまらず、「専門的知識、技術を実践的に高める努力が求められている」と強調している。同氏は保育所を、制度の狭間にある子どもや保護者を支える初期段階の機関と位置づけ、日常保育を通じた発達特性の早期把握と専門性の継続的向上の必要性を訴えている。

また、篠川と高田⁹⁾は、「発達が気になる幼児の保護者支援に力を注ぎ、対象となり幼児の理解を図るなどの対策をしていると考えられる」と述べ、子ども理解と保護者支援が不可分であることを示唆している。すなわち、発達支援は子どもの特性理解にとどまらず、保護者の困難感やニーズ把握を含めた包括的支援として捉えられている。本節の内容は、日常観察に基づくマイクロ層の早期把握と、保護者支援を通じたメゾ層の調整が相補する実践として整理できる。

3.1.2 保育所における多職種・他機関連携の構造

(1) 保育所保育指針に基づく枠組み

保育所保育指針⁶⁾とその解説⁷⁾は、保育所における子ども理解と支援実践において、多職種・他機関連携を基盤として位置づける。指針は保育所を「地域社会とのつながりをもつ生活の場」と明記し(第1章1(1)ウ)、保護者のみならず医療・保健・福祉・教育等との日常的多職種・他機関連携を強調する(第3章1(1)ウ、4章)。特に障害や発達課題を抱える子どもには、保護者との対話に加え関係機関と協働して個別支援計画を策定・実施することを求め、「個別支援」と「協働実践」の重層的構造を示す(第3章3(2)キ)。また虐待が疑われる場合は児童相談所への通告と倫理的配慮の両立が必要とされる(第4章2(3)イ)。

解説はさらに、保育所が家庭支援や地域の子育て支援拠点となる意義を具体化する。児童福祉法も地域支援を努力義務として規定し、孤立防止や虐待・養育困難への早期支援を目的とする。実践手段としては個別面談、家庭訪問、情報共有、ケース会議などが挙げられる。

一方、実践には課題もある。指針は発達の多様性や長時間保育による生活リズムの乱れ、保護者との信頼関係構築の困難を指摘し、柔軟な計画やチームアプローチを推奨している。解説も家庭の多様化や

地域関係の希薄化により情報把握が難しいことを示し、信頼関係構築やネットワーク会議活用の工夫を求めらる。

また指針は「子どもの最善の利益」を基盤とし、家庭・地域・専門機関と協働する包括的体制の必要性を示す(第1章1(3)ウ)。現状、多くの保育所の多職種・他機関連携は「調整型」「仲介型」とどまらるが、将来的には保育所自らが「地域コーディネーター」として多職種・他機関連携を主導することが期待される。

さらに共生保育の理念も重要な柱である。障害のある子どもとない子どもが共に生活するためには、個別支援計画と環境構成、多職種・他機関連携が不可欠である。加えて地域資源を取り入れることは、保育所が「地域に開かれた拠点」として持続可能な協働モデルを担う可能性を示している。本節の内容は、個別支援計画と協働実践によりメゾ層(機関連携・合意形成)を中核に据え、マイクロ層の支援を組織化する構造を示す。

(2) 各文献にみる多職種・他機関連携の実態

二重ら¹⁰⁾は、児童発達支援センターとの多職種・他機関連携が保育実践における困難感の軽減に寄与することを示し、「児童発達支援センターとの連携の必要性では、保育の困難感の13項目中6項目において、必要性を感じているほど保育の困難感が低いという結果であった」と述べている。特に「『発達に支援が必要な児の保護者の「気づき」を促す支援』について、困難性が高いほど…連携の必要性が高い結果」であり、子ども本人への支援のみならず保護者支援においても多職種・他機関連携が重要であると指摘している。さらに、「保育所等と児童発達支援センターとの連携の必要性は高いが、児童発達支援センターの活動内容の理解が低い場合は、連携に影響する可能性があり、適切な情報提供等、さらなる取り組みの必要性が求められる」と述べ、多職種・他機関連携の質が相互理解に依存することを明らかにしている。

秋山¹¹⁾は、「保育所等は地域にある児童発達支援事業所について情報収集をしておく必要があり。つながった後は①継続して通所しているか、②どのような支援を受けているか、③保育所等での対応への助言、など情報共有することが大切」と述べ、通所状況の把握や専門的支援内容の共有が多職種・他機関連携の実践的要点であると指摘している。

櫻井⁸⁾は、「『教育・保育要領』…特別支援学校などの助言又は援助を活用しつつ…家庭や医療、福祉などの業務を行う関係機関と連携した支援のための計画を個別に作成することなどにより…組織的に

うこと」と述べ、保育所が関係機関と協働し、個別支援計画を通じて組織的支援体制を構築することの必要性を指摘している。本節の内容は、連携理解・情報共有といったメゾ層の調整機能がコアであり、その整備がマイクロ層の困難感の低減に波及することを示す。

以上は主としてマイクロ層（日常生活場面）における把握と、それをメゾ層（家庭・地域）に接続する実践として位置づけることができる。

3.2 児童発達支援事業所における子ども理解と多職種・他機関連携の特徴

3.2.1 児童発達支援事業所における子ども理解の方法と視点

(1) 児童発達支援ガイドラインに基づく枠組み

児童発達支援ガイドライン⁴⁾は、子ども一人ひとりの障害特性や発達段階、生活環境、家庭状況を総合的に捉えることを求め、その理解を個別支援計画の策定・評価の中心に据えている。アセスメントは心理・医療・福祉・教育などの知見を取り入れ、多面的に行われ、結果は計画やモニタリングに反映され、PDCA サイクルで継続的に見直される。また、客観的指標に加え、本人・家族の思いや希望を尊重し、発達の可能性に着目する姿勢が重視される。

支援は保育士、児童指導員、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理士、看護師など多職種による協働を前提とし、単なる役割分担ではなく、アセスメントから評価までの各段階で共通理解をもとにチームとして子どもを支える体制が求められる。特に保護者や生活環境の調整、小学校への移行支援なども職能横断的に行うことが重視される。本節の内容は、アセスメント－計画－評価のPDCAによりマイクロ層（個別療育）を運用しつつ、家族・学校・相談支援とのメゾ層を恒常的に接続する枠組みである。

(2) 各文献にみる子ども理解の実践的視点

二重ら¹⁰⁾は、児童発達支援センターを「児童福祉法に基づき…『日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練』等を行う障害児通所支援事業所」とし、生活行動と集団適応を基盤とする支援を指摘している。さらに「保育所等訪問支援、児童発達支援センターは障害児が集団生活に適應するための専門的支援を行っており、集団生活の中で障害児を保育する保育士の困難感の低減に働きかけている」と述べ、子ども理解に基づく支援が障害児の過ごす環境の調整にも作用することを示唆している。

岩本ら¹²⁾は、「児童発達支援ガイドラインでは、個々のニーズに合った質の高い支援を提供するため

に児童発達支援計画を作成するものとしており」と述べ、子ども理解が支援計画作成の中心的役割を担うことを示している。

大村ら¹³⁾は、「その日に担当した支援員の支援方法がとても上手で、わが子のよい部分を引き出してくれたのをBさんは実感した」「ABAについて学ぶことで、Cさんの療育への知識は深まった。家庭でどういった支援ができるのか、専門家による生活訓練とはどのようなものかといったイメージもつかむことができた。」と報告し、支援者の力量と子ども理解が発達成果に直結することを示している。

松崎ら¹⁴⁾は、「子どもを熟知する看護師に預けられることが母親のレジリエンスを発揮する要因になる」とし、子ども理解の重要性を指摘する。また「障害児の通所に関しては普段と同じケアが提供され子どもが安心できる関係性が重要」「医療的ケア児や重症心身障害児にとって、体調が安定し安全が確保されることは活動の基盤」と述べ、安心・安全な関係性と環境が支援基盤となることを強調している。

大歳¹⁵⁾は、「TEACCHプログラムを基盤とした構造化した小集団療育を提供」し、「視覚的にわかりやすい環境調整」「個別と小集団両方の支援」「支援方法の共有化」を通じ、特性に応じた理解を支援設計に反映している。また「作業遂行能力、巧緻性、ことば、社会性などの向上を目的として個々に応じた課題内容を決定」と述べ、発達領域ごとの評価に基づく個別最適化の重要性を示している。

以上より、児童発達支援における子ども理解は、制度的枠組みに基づく計画的支援、支援者の力量、環境・関係性の調整、構造化された療育手法、発達領域別対応といった多面的視点から展開されていることが明らかである。本節の内容は、発達領域別の課題設定等によるマイクロ層の個別最適化と、安心・安全や関係調整によるメゾ層の環境整備が相まって効果を生むことを示す。

3.2.2 児童発達支援事業所における多職種・他機関連携

(1) 児童発達支援ガイドラインに基づく枠組み

児童発達支援ガイドライン⁴⁾は、児童発達支援において多職種・他機関連携を不可欠とし、その目的を発達支援の一貫性・継続性の確保、保護者支援の充実、地域資源とのネットワーク形成に置いている。連携手段として、医療機関や保育所、教育機関、相談支援事業所等との会議・ケース検討、記録共有、引継ぎ時の情報提供が挙げられ、モニタリングや計画更新の時期に合わせた接点が設けられる。一方で、情報共有方法や範囲の合意困難、役割認識の差、個別支援計画と教育・保育計画の接続不足などが課題

であり、制度的・文化的な縦割り構造が障壁となっている。

実践面では、家庭の協力度の差、子ども理解のギャップ、移行支援の不全、人員不足や連携調整の複雑化などが指摘される。対応策として、①役割分担の明確化とチームアプローチ、②統一的な支援方針と共通言語の設定、③家族を巻き込んだ協働型計画の作成、④多職種・他機関連携協議会や事例検討会の活用が挙げられる。

モデル的实践には、自治体による発達支援連携会議の設置や、教育・医療・福祉と多職種・他機関連携した地域ネットワーク形成があり、分野横断的な包括支援体制の構築に寄与している。児童発達支援事業所は、障害のある子どもに質の高い支援を行う専門機関であり、発達段階や障害特性に応じた個別最適化支援を提供する能力に基づく。本節の内容は、ケース会議・情報共有を核とするメゾ層のネットワーク形成を中軸に、支援の一貫性をマイクロ層へ還元する設計である。

(2) 各文献にみる多職種・他機関連携の実践

大村ら¹³⁾は、年度替わりの多忙期においても多職種・他機関連携維持の重要性を示し、「保育所と療育施設が“合同ケース会議”を実施し、支援員も交えての情報交換・意見交換を行っている」と述べ、多職種協働の実践例を紹介している。一方で、「保育園やセンター、児童発達支援事業所との調整に不備があることで、手続きが複雑化・長期化した」とも述べ、多職種・他機関連携の円滑さがサービスの質に影響することを指摘している。

秋山¹¹⁾は、支援の多様性に触れつつ、「個別支援に特化しているものもある」「運動・感覚」「人間関係・社会性」など目的に応じた支援が行われていると述べる。その上で、「児童発達支援センターは普段から地域の各事業所と顔の見える関係を構築し」「障害児相談支援事業所とも連携して、児童発達支援計画や教育支援計画などで情報共有をしながら連続性のある支援を提供できるようにする」とし、事業所間・専門職間の継続的連携の重要性を強調している。

松崎ら¹⁴⁾は、「継続してサービスを利用するためには通所支援においても相談支援専門員と連携し調整していくことは不可欠である」と述べ、相談支援専門員との協働がサービス継続の鍵であると示している。

大歳¹⁵⁾は、「保健・医療・教育・福祉・労働すべての領域における連携が必要である」と述べ、発達障害児支援における制度横断的連携を提起している。さらに、「対象児を中心においた外部との多職種・

他機関連携を図り、支援方法を共有化することである」とし、実践的な多職種・他機関連携の方向性を示すとともに、「相談支援専門員をキーパーソンとして、対象児とごご家族を中心にした『顔の見える支援会議』ができるシステム作りが急務」と課題を掲げている。

このように、児童発達支援における多職種・他機関連携は、「顔の見える関係づくり」「継続的情報共有」「合同ケース会議」「相談支援専門員との協働」など、制度横断的かつ実践的な仕組みと関係性に支えられている。多職種・他機関連携の有無や質は、サービスの継続性・即時性・適切性に直結し、現場での工夫と制度的支援体制の両立が求められる。本節の内容は、顔の見える関係や合同会議等のメゾ層のハブ機能が、マイクロ層の継続支援を下支えすることを示す。以上はマイクロ層の個別療育とメゾ層の移行・家族支援の統合として理解できる。

3.3 保育所等訪問支援事業所における子ども理解と多職種・他機関連携の特徴

3.3.1 保育所等訪問支援事業所における子ども理解の方法と視点

(1) 保育所等訪問支援ガイドラインに基づく枠組み

保育所等訪問支援ガイドライン¹⁶⁾では、支援対象は主に保育所・幼稚園・認定こども園で「集団生活に適應する上で配慮が必要な子ども」とされ、子ども理解は行動特性や対人関係、環境適應を把握するアセスメントに基づく。本人の状態だけでなく、家庭状況や受け入れ施設の環境にも着目し、環境調整を含む支援方針を策定することが求められる。支援計画は児童発達支援管理責任者が中心となり、施設や保護者との合意形成を経て見直される。

訪問支援は、児童発達支援事業所等に所属する保育士・心理士・作業療法士・言語聴覚士らが担い、子どもの障害特性や発達段階を把握し、集団適應に関する具体的支援を提示する。特徴は、子どもへの直接支援だけでなく、受け入れ施設職員への助言を通じて現場の理解と支援力を高める点にある。すなわち訪問支援員は「協働者」であると同時に「橋渡し役」として、子ども理解の知見を媒介する立場を担う。本節の内容は、受入施設への助言・計画共有というメゾ層の協働と、資源配分に関わるエクソ層の働きかけにより、マイクロ層（集団適應）を支える構造である。

(2) 各文献にみる子ども理解の実践的視点

保育所等訪問支援事業所における子ども理解は、対象児の「困り感」や集団不適應を、本人特性と環境の相互作用から多面的に捉える視点に基づく。二

重ら¹⁰⁾は、「保育所等訪問支援は…保育所等での生活のしづらさや集団不適応に対して…要因を本人の特性と環境面から推察し、本人に働きかけるだけではなく、環境整備を行ったり、保育士等に関わり方や活動の組み立てなどを教示するサービス」と述べ、環境との関係性に着目した包括的理解を示す。また、「障害児支援に関する知識及び相当の経験を有する…専門的な支援の技術を有する者が…派遣される」とし、専門的知見に基づく観察と分析が前提であることを指摘している。

実践場面において庭野¹⁷⁾は、「訪問先の活動の流れに沿って子どもがどのように動いているのか、付く職員の動きや負担の程度を観察し、職員の行いを受け止めつつ配慮した伝え方を選択していた」と述べ、訪問先の子どもや職員の動きへの理解に応じた介入や助言方法の選択に直結することを示す。また「本人の環境・保護者の希望・保育士の意向のバランスを取るよう丁度よいところを探していた」とし、多様な関係者の視点を調整しながら子どもを支援する姿勢を描いている。

理解は行動や適応状況にとどまらない。関¹⁸⁾は、「集団生活への適応は発達の状況によって変わり、障害児本人の主体性や意欲を引き出し、育てる取り組みが行われていた」と述べ、「子どもを集団生活に合わせるのではなく、子どもの特性等に集団生活の環境や活動を合わせていく」とし、環境調整と結びついた理解を指摘している。

また、外部視点も理解を深める。篠川と高田⁹⁾は「保育所等訪問では施設外の専門職が直接対象児の様子や担当する保育者の関り方などを観察し支援を行う」と述べ、外部の観察が子どもの姿や関係性を再構築する契機になるとする。「保育者と支援対象となる幼児の様子から社会性や対人関係を客観的に判断する機会が生じ、保育者自身の支援力の向上につながった可能性」も指摘している。

専門職の多様な助言も子ども理解を広げる。庭野¹⁷⁾は、「理学療法士・作業療法士・言語聴覚士への面接調査から「その彼が健常のお子さんのなかで成長していくためには、合理的配慮が必要、こういう障害でこういう特性があるからだということは、しっかりと保育園の職員の方には、分かってほしい」と報告し、合理的配慮を職員に理解させる取り組みも重視している。大曾根¹⁹⁾は「不適応行動をすぐに見咎めず、その環境因子を含めた文脈を把握して支援のヒントを探る」と述べ、大曾根²⁰⁾は「『少しいじって気になったことを確認すると、A君自ら担任の一斉指示に注目するようになるので、声を掛けずに(行動修正を求めずに)一息見守ってください』

といった助言を行う。」とし、行動の背景要因を重視する理解の姿勢を示している。

最後に、櫻井⁸⁾は「新設された『保育所等訪問支援事業』などに見られるように…障害のある子ども一般児と一緒に『地域で育てる』という『インクルーシブ』な理念に沿った方向性」と述べ、子ども理解が共に育つことを前提とした包括的視座に支えられていることを強調している。本節の内容は、第三者的観察と助言というメゾ-エクソ層の視点から、合理的配慮の具体化を通じてミクロ層の行動・参加に介入する実践として整理できる。

3.3.2 保育所等訪問支援事業所における多職種・他機関連携

(1) 保育所等訪問支援ガイドラインに基づく枠組み

保育所等訪問支援ガイドライン¹⁶⁾では、多職種・他機関連携が支援の根幹に位置づけられている。目的は、障害児の安定した集団生活参加、受け入れ施設の支援力強化、家庭を含めた一貫支援の実現である。連携先は保育所等に加え、医療機関、教育委員会、相談支援専門員、療育センターなど広範に及び、訪問前・中・後に情報交換やケース会議、計画共有が行われる。訪問頻度は状況に応じて柔軟に設定されるが、支援目標の認識のズレ、情報共有と個人情報保護の両立、専門職の偏在、財源制約などが課題とされる。

実践上も、信頼関係の構築難や状態変化への対応遅れ、成果の見えにくさによるモチベーション低下が指摘される。さらに人材や訪問回数の制約から、一時的・断片的支援にとどまりやすいという構造的な問題もある。これに対して、①初回訪問時の目標・役割明確化、②定期的な振り返り(PDCA)の導入、③複数専門職によるチーム訪問、④段階的支援による関係構築といった工夫が提案されている。

また、自治体による包括型地域支援モデルの整備も報告されており、訪問支援を単一機関のサービスではなく地域全体の包括支援の一機能と再定義する実践が進められている。本節の内容は、情報共有・役割明確化・PDCAを備えたメゾ-エクソ層の連携設計により、ミクロ層の成果の可視化と継続性を担保しようとする枠組みである。

(2) 各文献にみる多職種・他機関連携の実態

保育所等訪問支援事業所における連携は、多職種協働、園との信頼関係、保護者との協働といった多層的要素から支援の質を左右する重要な基盤である。

制度的背景として、二重ら¹⁰⁾は「他機関との連携、適切な情報提供が行える体制づくりが必要」と述べ、現状で十分に活用されていない要因を指摘する。篠川と高田⁹⁾も「保育所等訪問を受けたことがない施

設では、発達が気になる幼児に関する他機関との連携が少ない」と報告し、継続的・組織的な多職種・他機関連携の必要性を強調している。

実際の多職種・他機関連携では、二重¹⁰⁾が「保育者と幼児の様子から社会性や対人関係を客観的に判断する機会が生じ、保育者自身の支援力の向上につながった可能性」を示し、関¹⁸⁾も「保育士が抱く不安を解決に導き、前向きに取り組めるように後押し」と述べ、信頼関係を前提とした協働の意義を指摘する。岩本¹²⁾は「週1回の合同ケース会議」を通じた継続的情報交換を紹介し、大歳¹⁵⁾は「アウトリーチの支援ができ…多職種連携が促進される」とし、地域密着型支援の可能性を肯定する。

保護者連携については、庭野¹⁷⁾が「母親の要望や心配事を園職員の“困りごと”として察知」し、信頼関係の構築が支援効果を高めると述べる。大曾根¹⁹⁾は「多機関連携支援によって…不適応行動改善が可能」とし、大曾根²⁰⁾は「巡回相談機能を有する機関と密に連携することにより、子どもの『生きにくさ』と保護者の『育てにくさ』に寄り添う立ち位置」が要点と指摘する。一方で、櫻井⁸⁾は施策展開と現場実装の乖離を指摘しており、制度的課題の存在も明らかである。以上より、保育所等訪問支援事業所における多職種・他機関連携は、園・保護者・地域資源を結ぶ複層的な要素から成り立ち、制度面と実践面の両方で整備が求められている。本節の内容は、園・保護者との信頼関係や合同会議等のメゾ層が核となり、地域資源の調整というエクソ層がこれを後押しして、ミクロ層（参加・適応）の改善に結びつくことを示す。以上はメゾ・エクソ層からの環境調整・合意形成を核とする介入である。

4. 考察

4.1 場としての支援機能：3事業所の子ども理解の構造

本節では、保育所、児童発達支援事業所、保育所等訪問支援事業所の3つの「場」に着目し、子ども理解と支援基盤を整理する。3事業所は制度と専門性に基づき異なるが、Bronfenbrennerの生態学的システム理論に位置づけ、理論的整合性をもって説明できる。

第一に、保育所は子どもが日常を過ごすミクロシステムとして、生活の流れの中で行動や感情を観察し、計画・実践・評価の循環を通じて発達の偏りを早期に把握する予防的枠組みを形成する。

第二に、児童発達支援事業所は本人支援を行うミクロシステム、家庭と地域資源をつなぐメゾシステムとして、専門的アセスメントに基づく個別支援計

画とモニタリングを行い、保護者支援や保育・教育への移行調整を担う。

第三に、保育所等訪問支援事業所はメゾシステムの立場から現場に働きかけ、子どもの特性と集団環境の相互作用を踏まえて環境調整や保育士への助言を行う媒介機能を持つ。

以上より、各「場」は異なる層から出発しつつ、子どもを包摂する生活の場を保障するという目的を共有する。子ども理解は発達評価にとどまらず、最善の利益を基盤とした権利保障の実践であり、相補的に連携することでミクロ・メゾ・エクソ間の接続性を高めうる。なお、3章で示した主要介入層（ミクロ・メゾ・エクソ）を前提に、本節ではそれらの構造的含意を理論的に整理する。

4.1.1 保育所における子ども理解の構造

保育所は厚生労働省の『保育所保育指針』に基づき、集団保育を基盤とした発達支援を担う。指針は子どもの発達を「資質・能力の発現過程」と位置づけ、固定的段階論ではなく環境や対人関係との相互作用を通じて動的に理解する視座を示している。

日常実践では、担任保育士が観察・記録により発達や適応を継続的に把握し、保護者との対話や職員会議を通じて情報を共有・検討し、支援方針を更新する仕組みが整えられている。このように保育所支援は、生活の中で自然に表れる子どもの行動を通じて発達の偏りを早期に察知できる点に特徴があり、日常生活に根ざした予防的・包括的な支援基盤として位置づけられる。

4.1.2 児童発達支援事業所における子ども理解の構造

児童発達支援事業所は児童福祉法に基づく通所支援サービスとして、個別支援計画に基づく発達支援を行う。その子ども理解は、心理・発達検査や行動観察、保護者ヒアリングを合わせた専門的アセスメントに基づき、目標設定と支援方法を設計する点に特徴がある。

また、家庭や保育所からの情報収集を重視し、生活環境を含む包括的理解を形成する。その過程では保護者・家族支援も重層的に展開され、育児機能と連動する支援が志向される。

支援は主に個別または小集団で行われ、内容や環境は意図的に構造化される。さらに保育所等訪問支援と併用することで、アセスメントに基づく理論的理解と日常場面での実践的理解が相互に補完される。

4.1.3 保育所等訪問支援事業所における子ども理解の構造

保育所等訪問支援事業は、地域の保育所・幼稚園・認定こども園に通う障害のある子どもに対し、所属

する「生活の場」で保育士らと連携して専門的支援を行うものである。

篠川と高田⁹⁾や二重ら¹⁰⁾によれば、子ども理解は「集団適応」と「環境調整」の視点から展開され、他児との関係性や活動参加状況を観察し、社会性や対人関係の特性を客観的に把握することが重視される。訪問支援員は定期的に現場に出向き、保育者と支援方針を共有し、助言や同行支援を行う。

さらに庭野¹⁷⁾は、訪問支援員が保護者へ園での様子をフィードバックすることで、安心感や信頼関係を形成していると指摘する。すなわち、子ども理解は園内観察にとどまらず、家庭との関係にも媒介的に作用している。

また岩本¹²⁾の「合同ケース会議」や関¹⁸⁾の「顔の見える関係」が整備されると支援効果は高まるが、一方で保育所側の制度理解不足や職員経験の浅さが導入遅延の要因となるなど、制度・人材両面に課題が残されている。

4.1.4 3事業所の支援構造の比較と示唆

3つの事業所はいずれも異なる制度的背景と支援機能を有しているが、共通して子ども理解を支援の起点に据えるという特徴を持つ。その理解は、保護者や多職種・他機関連携を通じて継続的に更新・共有され、支援実践の質を高める基盤となっている。

この比較から得られる知見は、次章で論じる「人としての専門職」が、それぞれの支援構造にいかに関与し、どのように機能を補完・強化しているかを理解するための重要な前提となる。

4.2 人としての専門職：支援に関わる専門職の役割と多職種・他機関連携

保育所の保育士はミクロシステムの内部で日常的に子どもと関わり、観察を通じて行動や感情の変化を把握し、早期発見・支援を担う。児童発達支援事業所の専門職は、心理検査や療育手法に基づくアセスメントを行い、家庭・学校・地域といったメゾシステムを調整しつつ統一的な支援方針を策定する。さらに保育所等訪問支援の訪問支援員は、エクソシステムの立場から現場に関与し、保育士への助言や環境調整を通じてミクロシステムに働きかける。

こうした実践は単なる役割分担にとどまらず、各専門職は合理的配慮や環境調整を通じて子どもの権利を具体化する担い手である。すなわち発達支援の実施者であると同時に権利保障の実践者でもあり、その専門性の重なりと協働によって子どもの最善の利益を実現する責務を共有している。

4.2.1 保育所保育士の専門性と役割

保育所の保育士は日常保育の最前線の観察者として、子どもの行動や感情、他児との関係を継続的に

把握し、発達理解の基盤を築くとともに早期介入の契機を担う。櫻井⁸⁾は、「気になる子」の早期発見・支援には、保育所の特性を生かし専門的知識と技術を実践的に高める努力が不可欠と指摘する。さらに篠川と高田⁹⁾は、発達課題をもつ幼児の理解と保護者支援への積極的取り組みの重要性を述べ、保育士の役割を子ども理解と保護者支援を一体的に担う専門職的实践として位置づけている。

4.2.2 児童発達支援に関わる専門職の役割

児童発達支援事業所には心理士、作業療法士、言語聴覚士などが配置され、アセスメントと支援計画に基づき個々の発達特性を分析・支援する。彼らは心理・発達検査に基づく形式知の提供者であると同時に、保護者の思いや家庭状況を踏まえた実践知の保持者でもある。

本来、保育士とは異なる専門言語や理論を用いるが、支援の場では両者の専門性が重なり、相補的に機能することで子ども理解を多面的に深化させ、多角的支援を可能にする。すなわち、児童発達支援の専門職は、異なるアプローチを調整・統合しつつ、子どもの発達を包括的に支える役割を担っている。

4.2.3 訪問支援員の支援技術と媒介的役割

保育所等訪問支援事業所の専門職（訪問支援員）は、他機関に派遣される立場から第三者的視点で子どもと周囲（環境）を観察・調整する役割を担う。二重ら¹⁰⁾は、訪問支援員は本人への直接支援に加え、環境整備や保育士への助言を行う点に特徴があると指摘する。

さらに庭野¹⁷⁾は、訪問支援員が否定的表現を避けつつ、本人の特性、保護者の希望、保育者の意向を調整し「最適な落としどころ」を探る姿を報告している。これは、訪問支援員が媒介者・通訳者として、子ども理解を基盤に関係者の言語や価値観の差を調整し、共有可能な支援方針へ翻訳する役割を果たしていることを示している。

4.3 3の場の共通点と相違点整理

共通点として、3事業所はいずれも子どもを固定的な発達段階ではなく、環境や対人関係との相互作用の中で動的に理解しようとする姿勢を共有している。観察・記録・評価を重視し、保護者や関係機関との情報共有を通じて多面的理解を形成する点も実践の基盤である。これはBronfenbrennerの生態学的システム理論に整合し、各事業所が異なるシステム層から発達を支えていることを示す。

一方、相違は支援の焦点と方法にある。保育所はミクロシステムに根ざし、日常的観察と早期支援を重視する。児童発達支援事業所はミクロ・メゾシステムとして専門的アセスメントと制度的ネットワーク

クを中核とする。保育所等訪問支援はメゾーエクスシステムから関与し、環境調整や橋渡し機能を通じて現場の支援力を高める。

このように3事業所の差異は分断ではなく、子どもの発達を多層的に保障する補完的メカニズムである。3者はそれぞれ異なる層を担いながら、共通して子どもの最善の利益を基盤に権利保障を実現しており、相違は対立ではなく多面的な権利保障の仕組みとして統合的に理解されるべきである。

4.3.1 子ども理解における共通点と相違点

3事業所に共通するのは、子どもを固定的発達段階でなく、環境や対人関係との相互作用を通じて動的に理解する姿勢である。観察・記録・評価を重視し、保護者や関係機関からの情報を取り入れ多面的理解を形成する点も共通している。

相違点は理解の方法や枠組みにあり、保育所は生活の場に根ざした権利保障、児童発達支援事業所は専門的知見に基づく権利保障、保育所等訪問支援事業所は環境調整を通じた権利保障という異なる形で現れる。これらの差異は分断ではなく、多様な観点から子どもの権利を支える複層的メカニズムと捉えられる。

具体的には、保育所では日常観察を通じ行動や感

情、集団適応を把握することが重視され、『保育所保育指針』に基づく生活に即した理解が行われる。児童発達支援事業所では心理・発達検査等によるアセスメントに基づき個別支援計画を策定し、家庭環境の把握や保護者支援も重視される。保育所等訪問支援では、集団適応と環境調整の視点から、訪問支援員が保育士と協働し子どもの社会性や対人特性を客観的に把握する役割を担っている(表2)。

4.3.2 多職種・他機関連携における共通点と相違点

3事業所に共通するのは、保護者との調整や他機関との情報共有を不可欠とし、「顔の見える関係」や「合同ケース会議」などを通じて支援の一貫性と継続性を確保している点である。子ども理解の更新や支援方針の共有も、全ての事業所で連携の主要目的とされている。

一方、相違は多職種・他機関連携の起点と担い手にある。保育所では保育士が観察に基づき保護者や関係機関と連絡を担うハブとなる。児童発達支援事業所では心理士や療法士らがアセスメントに基づき多職種・他機関連携を主導し、支援方針を調整する。保育所等訪問支援では訪問支援員が保育者・保護者・関係機関の意向を調整する媒介者として柔軟に対応

表2 子ども理解からみた3事業の共通点と相違点

観点	保育所	児童発達支援事業所	保育所等訪問支援事業所
共通点	<ul style="list-style-type: none"> 子どもを固定的な発達段階ではなく、環境や対人関係との相互作用の中で動的に理解する。 観察・記録・評価を重視し、保護者や関係機関からの情報を取り入れて多面的理解を形成する。 子どもの最善の利益を基盤とし、合理的配慮や環境調整を通じて権利保障を実現する。 		
相違点	<ul style="list-style-type: none"> 観察主軸：日常生活の流れの中で子どもの行動・感情を継続的に観察し、早期発見・支援につなげる。 保育所保育指針に基づく生活中心の理解。 	<ul style="list-style-type: none"> 検査・計画主軸：心理・発達検査や療育プログラムに基づき、発達領域別に支援計画を策定。 家庭・学校との情報統合による包括的理解。 	<ul style="list-style-type: none"> 環境調整主軸：訪問支援員が現場観察を通じて子どもと集団環境の相互作用を分析し、環境を調整。 第三者的視点から関係者間の理解を媒介する。

表3 多職種・他機関連携からみた3事業の共通点と相違点

観点	保育所	児童発達支援事業所	保育所等訪問支援事業所
共通点	<ul style="list-style-type: none"> 保護者や関係機関との情報共有・ケース会議を通じ、支援の一貫性・継続性を確保。 「顔の見える関係」や合同会議による合意形成を重視。 子ども理解の更新と支援方針の共有を目的とする。 		
相違点	<ul style="list-style-type: none"> ハブの起点：保育士主導。日常観察をもとに保護者・関係機関へ支援情報を発信。 地域資源を取り入れた「地域コーディネーター」的役割。 	<ul style="list-style-type: none"> 主導職種：心理士・療法士等。アセスメントに基づき支援方針を設定し、他職種を調整。 制度横断的ネットワーク形成を担う。 	<ul style="list-style-type: none"> 媒介・調整型：訪問支援員。保育者・保護者・関係機関の意向を調整し、合意形成を支援。 環境調整を通じて現場支援力を強化。

する。

このように3事業所はいずれも子ども理解と多職種・他機関連携を支援の核としつつ、方法や構造、多職種・他機関連携の起点は制度背景と専門性によって異なる。この共通性と多様性の把握は、包括的支援体制構築の基盤となる(表3)。

5. 結論

5.1 専門職間連携の形式

支援に関わる多職種・他機関連携では、共有すべき情報や視点の差異がしばしば問題となる。大曾根²⁰⁾は、保育所側が支援導入の意義を理解していない場合や職員交代による継続性の断絶を指摘する。一方、篠川と高田⁹⁾は「顔の見える関係」や「合同ケース会議」により多職種・他機関連携が強化されれば、保育者の支援力向上につながる可能性を示している。

このように多職種・他機関連携の成否を左右するのは、単なる情報共有の有無ではない。重要なのは、専門用語や方法論を相互に理解可能な言葉へ置き換える「翻訳」と、異なる視点を取り込む「対話的空間」の確保である。これらが重層的に機能することで、多職種・他機関連携は支援の質を高める制度的・実践的基盤となる。

5.2 保護者・保育者との関係性構築

支援の成否は、子どもへの直接的な支援だけでなく、保護者・保育者・訪問支援員が連携して行う包括的支援の質に大きく左右される。保育士は日常のやりとりを通じて家庭での様子や保護者の思いを把握し、それを保育に反映させる媒介者として機能するのに対し、訪問支援員は専門職として保護者と直接対話し、園での支援経過や子どもの様子を共有する役割を担う。

関¹⁸⁾は、その際「誰のための支援か」を明確にし、

合意形成を図ることが重要だと指摘する。すなわち、保護者の安心感、保育者の納得感、子どもにとって意味ある支援が交差する地点を見出すことが、専門職に求められる姿勢である。

5.3 制度としての多職種・他機関連携要請

近年の政策動向では、多職種・他機関連携の要請が制度的に明確化されている。こども基本法第13条は、医療・保健・福祉・教育・療育の有機的連携を規定し、児童発達支援・保育所等訪問支援の両ガイドラインも保育所・児童発達支援・訪問支援の協働を示している。

しかし、これらは多職種・他機関連携の必要性を掲げるにとどまり、具体的な構造や役割分担の規定は乏しい。そのため現場では、制度の余白を補う形で、各専門職や機関の裁量と工夫により多職種・他機関連携を創出・維持することが求められている。

5.4 保育所・児童発達支援事業所・保育所等訪問支援事業所による3つの連携モデル

本研究の知見に基づき、3事業所間の連携は次の3類型に整理できる^{†1)}。

- (1) 拠点型モデル: 中心機関が全体を調整する形態。例: 児童発達支援事業所が情報提供や専門指導を担い、地域の拠点となる。
- (2) 媒介型モデル: 訪問支援員が両者をつなぐハブとなる形態。例: 保育所と児童発達支援の間を訪問支援が橋渡しする。
- (3) 対話型モデル: 3者が対等に協働する形態。例: 事前調整会議や合同支援会議による合意形成。

これらは排他的ではなく、子どもの状態や支援体制の成熟度、自治体の制度設計に応じて柔軟に用いられる(図1)。櫻井⁸⁾が指摘するように、訪問支援の背景には「障害のある子ども地域で育てる」というインクルーシブ理念がある。3モデルはいずれも、

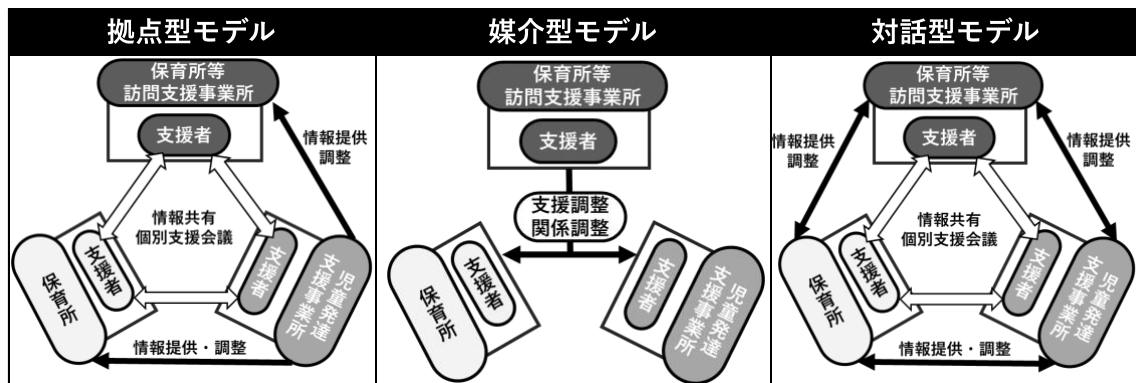


図1 保育所・児童発達支援事業所・保育所等訪問支援事業所による3つの連携モデル

子どもの居場所の一貫性と関係性の継続性を実現する基盤であり、個別支援の調整を超えて、インクルーシブ保育・教育の社会実装を支える構造的土台となり得る。

5.5 今後の展望と課題

本研究は、保育所、児童発達支援事業所、保育所等訪問支援事業所を対象に、「子ども理解」と「多職種・他機関連携」の二軸から文献レビューを行い、共通点と相違点を整理した。その結果、3者はいずれも子どもを環境や対人関係との相互作用の中で動的に理解し、保護者を含めた包括的支援を重視する姿勢を共有していた。また、本研究はCRPDに基づく権利保障という規範的目標(何を目指すか)と、生態学的システム理論に基づく多層介入という記述モデル(どう実装するか)を対応づけることで、理論と実践の橋渡しを試みた。

相違点として、保育所は日常観察による早期発見・支援、児童発達支援事業所は専門的アセスメントに基づく個別支援、保育所等訪問支援事業所は集団適

応と環境調整を通じた助言・伴走支援を特徴とした。多職種・他機関連携の構造においても、保育所は予防的支援、児童発達支援は継続性と制度的協働、訪問支援は橋渡しと現場力強化を主眼としており、それぞれ異なる役割が確認された。

これらの差異は対立要因ではなく、相補的機能の強化を通じて協働を深化させる契機となる。さらに、生態学的システム理論の多層的環境との相互作用や、CRPDが提示する「合理的配慮」「環境調整」に基づく権利保障の視座を踏まえると、3事業所の連携は子どもの最善の利益を中心とした包括的支援体制に資する。

したがって、共通基盤を強化し、相補的機能を整理することで、インクルーシブ保育を実現する地域包括的・持続可能な支援モデルの構築が可能となる。本研究は文献レビューにとどまるため、今後は実証研究を通じ、具体的な多職種・他機関連携モデルの検証と発展が求められる。

倫理的配慮

本研究は、すでに公表されている学術文献およびガイドライン等を対象とした文献レビューであり、個人情報取り扱いや人を対象とした調査を含まない。したがって、倫理審査委員会の審査は要しないと判断した。ただし、引用・出典の明示、文献解釈の公平性、ならびに研究者倫理に基づいた批判的検討を行うよう十分に留意した。

謝 辞

本研究は、JSPS 科学研究費補助金 基盤研究 (C) 課題番号 JP25K06089 の助成を受けたものである。

付 記

本稿は、日本保育学会第78回大会(2025年5月)で発表した内容を基に、内容の再検討および加筆修正を行ったものである。

注

†1) 本研究における3事業(保育所=A, 児童発達支援事業所=B, 保育所等訪問支援事業所=C)の連携の組合せは無方向では3組(A-B, A-C, B-C)である。一方、連携の方向(誰が誰に働きかけるか)を区別する場合、6方向(A→B, B→A, A→C, C→A, B→C, C→B)となる。本稿の第3章は無向の3組合せとして整理し、第5章の3モデルは主に次の方向を想定する。

① 拠点型 = B → A / B → C (Bが拠点として助言・調整)

② 媒介型 = C → A / C → B (Cが橋渡し・合意形成)

③ 対話型 = A ↔ B ↔ C (双方向・同時性の合意形成)

なお、実務では複数方向が併存し、ケース段階により遷移する。

文 献

- 1) Bronfenbrenner U: *The ecology of human development: Experiments by nature and design*. Press, Harvard University Cambridge, 1979.
- 2) 国際連合: 障害者の権利に関する条約.
<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000018093.pdf>, 2006. (2025.8.31確認)
- 3) 障害者権利委員会: 一般的意見第4号(第24条 包摂的教育を受ける権利について) 国連文書.
https://www.dinf.ne.jp/doc/japanese/rights/rightafter/crpd_gc4_2016_inclusive_education.html, 2016. (2025.8.31)

確認)

- 4) こども家庭庁：児童発達支援ガイドライン（令和6年7月）。
https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/0ff6d844-e785-416a-9bbc-194938099218/583292ad/20240709_councils_shingikai_shougaiji_shien_0ff6d844_04.pdf, 2024. (2025.7.8確認)
- 5) 厚生労働省：令和4年厚生労働省令第159号「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令」。
https://www.chisou.go.jp/tiiki/kokusentoc/pdf/221130_kourousyourei159.pdf, 2022. (2025.7.8確認)
- 6) 厚生労働省：保育所保育指針（厚生労働省告示第百十七号）。
https://www.mhlw.go.jp/web/t_doc?dataId=00010450&dataType=0&pageNo=1, 2017. (2025.7.8確認)
- 7) 厚生労働省：保育所保育指針解説。
https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/eb316dce-fa78-48b4-90cc-da85228387c2/f4758db1/20231013-policies-hoiku-shishin-h30-bunkatsu-1_24.pdf, 2018. (2025.7.8確認)
- 8) 櫻井慶一：保育所での「気になる子」の現状と「子ども・子育て支援新制度」の課題—近年における障害児政策の動向と関連して—。生活科学研究, 37, 53-65, 2015.
- 9) 篠川裕子, 高田哲：幼児教育施設における保育所等訪問支援の受け入れの現状と課題。小児の精神と神経, 62(2), 107-115, 2022.
- 10) 二重佐知子, 郷間英世, 浅原奈緒子, 藤田敦子, 西田紀子：保育所等訪問支援における児童発達支援センターと保育所等との連携について—保育所等への調査より—。姫路大学大学院看護学研究科論究, 7, 33-42, 2024.
- 11) 秋山千枝子：保育所等と児童発達支援事業の連携。保育と保健, 28(1), 93-95, 2022.
- 12) 岩本伸一, 小久保博幸, 小屋敷浩昭, 奥政治：特別支援学校における就学時連携の在り方—特別支援学校へのアンケート調査からの考察—。鹿児島大学教育学部研究紀要・教育科学編, 75, 15-28, 2023.
- 13) 大村拓史, 貞松成, 中坪史典：保護者が保育所等訪問支援を依頼するまでのプロセス。TEA と質的探究, 1(2), 97-115, 2023.
- 14) 松崎奈々子, 金泉志保美, 阿久澤智恵子, 青柳千春, 佐光恵子：在宅で生活する障害児の通所支援に関する文献検討。日本小児看護学会誌, 28, 220-227, 2019.
- 15) 大歳太郎：小児期における児童発達支援と放課後等デイサービスの役割。精神障害とリハビリテーション研究, 22(2), 120-124, 2018.
- 16) こども家庭庁：保育所等訪問支援ガイドライン（令和6年7月版）。
https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/7692b729-5944-45ee-bbd8-f0283126b7db/b1f2131a/20241101_policies_shougaijishien_shisaku_guideline_tebiki_10.pdf, 2024. (2025.7.26確認)
- 17) 庭野ますみ：肢体不自由児に対する保育所等訪問支援に求められる支援の在り方—理学療法士・作業療法士・言語聴覚士への面接調査から—。リハビリテーション連携科学, 23(2), 113-119, 2022.
- 18) 関剛規：保育所等訪問支援の現状と今後の課題—訪問支援員に対する面接調査から—。日本発達障害学会機関誌, 40(4-1), 293-298, 2018.
- 19) 大曾根邦彦：保育所等訪問支援の多機関連携で就学危機を乗り越えた ADHD・ASD 併存男児。リハビリテーション連携科学, 18(1), 50-56, 2017.
- 20) 大曾根邦彦：支援困難な発達障害児に対する多機関連携支援事例。社会事業研究, 55, 42-44, 2016.

(2025年11月25日受理)

A Comparative Study of Childcare Centers, Child Development Support Facilities, and Childcare Visitation Support Services from the Perspective of Child Understanding and Collaboration: Identifying Commonalities and Differences through a Literature Review

Akiya TANEMURA

(Accepted Nov. 25, 2025)

Key words : understanding children, multidisciplinary collaboration, daycare center, child development support center, visiting support offices such as nurseries

Abstract

This study compares childcare centers, child development support facilities, and childcare visitation support services through two perspectives: “understanding children” and “multi-professional and inter-agency collaboration.” Drawing on Bronfenbrenner’s ecological systems theory, it situates child development within multi-layered environments, while the Convention on the Rights of Persons with Disabilities (CRPD) provides a rights-based framework emphasizing reasonable accommodation and environmental modification. The Basic Act on Children (2023) and relevant guidelines establish the institutional background. Methodologically, 12 institutional texts and academic papers published between 2013 and 2025 were analyzed. Findings indicate that childcare centers emphasize early detection through daily observation and community collaboration; child development support facilities provide individualized support via specialized assessment and institutional networks; and visitation support centers function as bridges through group adaptation support and environmental adjustments. In the discussion, these were positioned within ecological systems theory: childcare centers as micro-systems, child development support as micro-meso systems, and visitation support as meso-exo systems. Collectively, they support children’s rights from distinct but complementary levels. Commonalities include a relational view of child development and comprehensive support, while differences reflect a division of roles. This framework offers a theoretical foundation for building sustainable, community-based inclusive support models that prioritize the best interests of the child.

Correspondence to : Akiya TANEMURA

Department of Nursing Childcare
Faculty of Health and Welfare
Kawasaki University of Medical Welfare
288 Matsushima, Kurashiki, 701-0193, Japan
E-mail : akatsukil431@mw.kawasaki-m.ac.jp
(Kawasaki Medical Welfare Journal Vol.35, No.2, 2026 265 – 278)